## 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日~平成32年 3月31日までの 2年間

## 2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など 制度の周知や情報提供を行う。

## <対策>

●平成30年 4月~ 法に基づく諸制度の調査

●平成31年 4月~ 掲示物等により、職員に周知

目標2:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にすること

女性職員・・・取得率を80%以上にすること

## <対策>

- ●平成30年10月~ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知をする。
- ●平成31年 4月~ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施